

## 富田林市移動式ベビー休憩室貸出要領

(趣旨)

第1条 この要領は、乳幼児を連れた保護者等が市内で開催されるイベント及び子育て支援事業（以下「イベント等」という。）に安心して参加できるように、その実施団体に対し、授乳やおむつ交換を行うためのテント、おむつ交換台等の設備（以下「移動式ベビー休憩室」という。）を貸し出すことに関し、必要な事項を定めるものとする。

(貸出条件)

第2条 移動式ベビー休憩室の貸し出しを受けることができる者は、次に掲げる条件のいずれにも該当する組織及び団体（以下「団体等」という。）とする。

(1) 特定の政治、思想又は宗教活動を目的としない団体等

(2) 法令又は公序良俗に反しない団体等

2 移動式ベビー休憩室の貸し出しを受けることができるイベント等は、次に掲げる条件のいずれにも該当するものとする。

(1) 富田林市内で開催されるイベント等

(2) 乳幼児を連れた保護者が参加できるイベント等

(3) 営利を目的としないイベント等

(4) 特定の政治、思想又は宗教活動を目的としないイベント等

(5) 法令又は公序良俗に反しないイベント等

(貸出申込)

第3条 移動式ベビー休憩室の貸し出しを受けようとする者（以下「使用者」という。）は、貸し出しを受けようとする日の7日前までに、別に定める申込書に必要事項を記入し、市に提出しなければならない。

2 貸し出しの希望期間が重複する複数の申し込みがあった場合は、原則として先着順とする。ただし、本市が主催するイベント等に使用する場合は、これを優先することとする。

(貸出期間)

第4条 移動式ベビー休憩室の貸出期間は、貸出及び返却日（土・日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時30分）を含め1週間以内とする。

(貸出料)

第5条 移動式ベビー休憩室の貸出費用は、無料とする。

(貸出及び返却)

第6条 使用者は市が指定する場所において、直接借り受け及び返却をしなければならない。

2 使用者は、移動式ベビー休憩室を返却するときは、破損・汚損等がないか十分確認しなければならない。

(使用上の遵守事項)

第7条 使用者は、移動式ベビー休憩室の使用に際し、次に掲げる事項を遵守し

なければならない。

- (1) 第三者に権利を譲渡、又は転貸しないこと
- (2) 申込書に記入したイベント等以外に使用しないこと。
- (3) 別紙「移動式ベビー休憩室のご利用にあたって」に従い、適正に管理又は使用すること。
- (4) あらかじめ定められた期限までに返却すること。
- (5) 貸出期間中に起こった移動式ベビー休憩室に関する事故等については、市に対して一切賠償請求を行わないこと。

(貸出取消)

第9条 市長は、次に掲げる場合に貸し出しを取消することができる。

- (1) 使用者が前条に掲げる事項を遵守しなかった場合、又はこの要領の規定に違反した場合
- (2) 使用者が貸し出しを受ける前の使用者が移動式ベビー休憩室を破損し、又は汚損したこと等により貸し出しが困難となった場合
- (3) 前各号の掲げるもののほか、貸し出しが困難であると市長が判断した場合

2 前項の場合において、既に貸し出しを行っているときは、市長は返還を命じるものとし、使用者は遅滞なくこれに応じなければならない。

3 貸し出しの取消しにより使用者に損害が生じても、市は一切の責任を負わない。

(原状回復等)

第10条 移動式ベビー休憩室を破損し、又は汚損した場合は、使用者の責任と負担により、補修等必要な処理を行い、原状に復さなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、破損若しくは汚損の状態が著しく補修等が困難な場合、又は特別な事由があると認める場合は、市長は使用者に対し実費弁償を求めることができる。

(市の免責)

第11条 移動式ベビー休憩室の使用により、使用者が被った損害又は使用者が第三者に与えた損害に対しては、市は一切の責任を負わない。

(委任)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。